



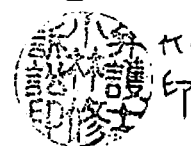
訴 状

2008年12月2日

名古屋地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 小林 修

同 弁護士 平松 清志



〒440-0822 豊橋市伝馬町192番地の1

原 告 鳥 居 建 仁

〒440-0814 豊橋市前田町1丁目8番地18

(送達先)

上記原告訴訟代理人

弁 護 士 小 林 修

電 話 0532-52-7427

FAX 0532-52-7426

〒454-0911 名古屋市中川区高畑2-110-2F

電 話 052-362-3731

FAX 052-362-3732

上記原告訴訟代理人

弁 護 士 平 松 清 志

〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

被 告 地方公務員災害補償基金愛知県支部

支部長 神 田 真 秋

公務外認定処分取消請求事件

訴訟物の価額 金160万円

貼用印紙額 1万3000円

予納郵券 6700円 (500円×10枚)

(100円×10枚)

(80円×5枚)

(20円×10枚)

(10円×10枚)

## 第1 請求の趣旨

1. 被告が原告に対して2005年8月10日付でした地方公務員災害補償法による公務外認定処分を取り消す。
  2. 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

## 第2 請求の原因

### 1. 原告の経歴・健康状態

(1) 原告は、1960年6月6日に出生し、1983年3月に愛知教育大学教育学部数学科を卒業し、同年3月31日に愛知県教育委員会から、小学校教諭一級、中学校数学科教諭一級、高等学校数学科教諭二級の各普通免許状を受け、同年4月1日に愛知県豊橋市公立学校教員に任命され、同日、愛知県豊橋市立豊岡中学校教諭に補された。以後、1988年4月、愛知県豊橋市立二川小学校教諭に、1991年4月に愛知県豊橋市立牟呂中学校教諭に、1999年4月に愛知県豊橋市立石巻中学校教諭に、各補された。中学校での担当教科は数学である。

(2) 石巻中学校における原告の主な担当・分掌等は以下の通りであった。

#### 1) 2001年度

数学科主任、3年4組担任、進路指導主事、安全教育主任

#### 2) 2002年度

1年2組担任、生徒指導主事、安全教育主任

#### 3) 1999年4月以降、陸上部顧問

### (3) 原告の健康状態

定期健康診断において、原告は第1期の軽症高血圧であったが、2002年6月28日の健康診断では、最高血圧が136で、最低血圧が98であり、薬を服用しなければならない程ではなく、他に健康状態に異常はなかった。

### 2. 公務災害の発生

2002年9月13日は石巻中学校祭であった。原告は、警備のため、前日から同中学校に泊まり込んでいたが、午前6時30分に起床し、運動場での準備や、生徒の指導等を行ない、午前10時30分から学校祭体験講座のユニホックの模範試合に出場した。模範試合の前半が終了した後、原告は「疲れた」と言って横になって休み、その頃脳内出血が発生した（以下「本件発症」という）。当初の診断名は「脳内血腫、左片麻痺」であったが、後に、高次脳機能障害が加わった（以下「本件疾病」という）。

### 3. 本件処分等

- (1) 原告は、本件発症後の2002年10月9日、本件疾病は公務に起因するものであるとして、被告に対し、地方公務員災害補償法による公務災害認定請求をしたが、被告は、本件発症が「もやもや病」の自然経過によるものであるとして、公務外の災害と認定する決定をし（本件処分）、その旨を2005年8月10日付で原告に通知し、原告は、同月18日に同通知書を受領した。
- (2) 原告は、本件処分を不服として、2005年9月16日付で地方公務員災害補償基金愛知県支部審査会に対して審査請求をしたところ、同審査会は、2007年10月12日付で同審査請求を棄却する旨の裁決をし、原告は同月15日に同裁決書を受領した。
- (3) 原告は、同裁決を不服として、2007年10月22日付で地方公務員災害補償基金審査会に対して再審査請求をしたところ、同審査会は、2008年6月9日付で再審査請求を棄却する旨の裁決をし、原告は、同年7月22日に同裁決書を受領した。

### 4. もやもや病について

- (1) もやもや病とは、ウイリス動脈輪閉塞症の通称である。もやもや病は、両側の頭蓋内の内頸動脈終末部、前及び中大脳動脈近位部、すなわち脳底部ウイリス動脈輪及びその近傍血管に狭窄ないし閉塞が生じて血流不足になり、これを補うため、代償的に側副血行路として、その近傍部位の脳底部に頭蓋

内血管小分枝（穿通枝動脈）が拡張するなどして異常血管網が動脈相において形成される疾患である。MRIやMRAによる脳血管写真によれば、この異常血管網がたばこの煙のように描写されることから、もやもや病と呼ばれている（以下、この異常血管を「もやもや血管」という）。上記各動脈に狭窄ないし閉塞が生じる原因は不明である。

## (2) 血管が破綻する原因

一般的に、過重な公務の遂行による精神的、肉体的負荷（ストレス）及び疲労の蓄積が、血流動態（主として血圧と血流量）に影響を与え、血管壁に対して血行力学的負荷を増大させる。この負荷が一過性のものであれば、血管壁の侵害は修復されるが、負荷が継続する場合、血管の脆弱化を進行させ、その結果、生体の修復機能を上回って血管壁を破壊し、これが破綻して脳出血が発生すると解される。

もやもや血管も、同様に、通常の職務を超えた過重公務により、継続的な血行力学的負荷を増大させ、脳出血を発症させることは十分に考えられる。すなわち、従来、もやもや血管は構造的に脆弱であるため、長期にわたる血流のストレスに対抗することができず、自然経過で破綻すると考えられてきた。しかし、現在では、もやもや血管は、「正常に存在するものの異常な拡張と発達」であると考えられるようになっている。したがって、もやもや血管の構造の脆弱性はもともと存在するのではなく、脆弱化を促進する要因によって、もやもや血管壁の脆弱化が進行すると解される。

## 5. 原告の公務の過重性

### (1) 発症前の事実関係について

#### 1) 発症前日から直前まで

- ① 発症前日である9月12日（木）は、別紙労働時間集計表に記載したとおり、原告は、通常朝7:00頃には学校に着いていたが、少なくとも、朝7:20～深夜23:30までが、原告の勤務時間であった。

このうち、12:30～14:00は、学級企画「おぼけやしき」の準備の

指導であり、相当高温な中で行なわれた。窓を黒のビニールで覆うものであり、温室以上に熱がこもり易いからである。

部活動の指導が終わった 18:30 以後は、食事の準備や後片付けがあり、1人になる時間が全くなかった。このことも、原告の体が休まらなかった一因である。

23:30 に原告は、校長室で寝たが、これは、ソファでひじかけを枕にした仮眠である。しかも、警備をしていることが外からわかるように電灯を点けたままであった。

原告は、夜警のために巡回をした。これは、夏休み中にプールに見学者用のベンチが投げられていたりして、石巻中学校が夜警を決めたからである。原告は、2002年4月から生徒指導主事であったので、立場上、夜警の中心となった。原告は22:00 頃1回、深夜にもう1回巡回した。巡回は校長室から外へ出て、体育館まで見て回り校長室へ戻るというもので、1回約30分をかけていた。

- ② 発症当日である9月13日(金)、原告は、朝7:30 から勤務していた。そして、原告は、朝8:10 には、副担任の教諭に「疲れた。オープニングは寝ていてもいいですか」と話した。同教諭は、その際の原告について「顔色は暗く、元気がないように思えました。」「私はおかしいかな、疲れているのかなーと感じました」、「学校祭の一週間ごろ前から、部活や学校祭のことなど張り切ってみえましたが、調子が良くないとおっしゃったり、『疲れた』という声が多かったように思います」と供述している。

発症の直接のきっかけとなったユニホックは、当時42歳の原告にとってはハードなものであった。体験講座ユニホックの準備は9:25 から始まり、10:30 まで講師を中心とした体験講座が続き、その中で、ゲームも行なわれている。この間も原告は相当に神経を使っていた。原告が模範試合としてユニホックに出場したのは10:30 から約8分間であつ

たが、非常にハードなものであった。ユニホックは、前・後半それぞれ10分で行なわれる、動きの激しい競技である。原告の出場したユニホックの模範試合を見た同僚教師は「中学生と一緒によく動き続けられるものだな、と感心したことを覚えています」と供述しているほどである。この後、間もなく原告は発症したのである。

## 2) 9月の新学期

9月の最初の2週間は教師にとって大変ハードな時期である。殊に生徒指導主事であった原告としては、夏休み明けで、トラブル処理、生徒に対する指導が必要であった。学校日誌を見ても、9月2日には主任会、9月3日には合同補導、実力テストと続いている。

また、9月13日～14日の学校祭に向けて、その準備の追い込みの時期でもあった。殊に原告が担任をしていた1年生の場合は学校祭の経験がないので、準備は担任教師である原告が中心とならざるを得ない。

その上で、原告は、陸上部の部活も続けていた。部活での原告の役割は、練習をさせながら、生徒の動きを注意深く見守ることであり、生徒の体調、けが、学級での中のことなどに注意を払わなければならない。このことも、体力のみならず精神的に疲労を蓄積させていった。

## 3) 夏期休業中

夏期休業中も、陸上部の部活の練習が続いた。殊に後半は、大会参加もあり、1日練習が多くなった。そのほか、学校祭の準備も始めており、原告は、毎日のように出勤していた。

夏休みの部活の中でも、原告は、生徒達に勉強の時間を確保し、数学の指導をしていた。

夏期休業中に指定休が6日あったが、原告は、陸上部の部活があれば出校していたのであり、少なくとも部活のあった8月16日～19日は出校していた。

## 4) その他、原告は、安全指導主事でもあったが、通学路の安全を確認する

ため街路灯を数えなおすほどの几帳面な性格であった。

(2) 発症前6ヶ月間の労働時間数から見た過重負荷

- 1) 原告の発症前6ヶ月間の労働時間数は、別紙労働時間集計表に記載したとおりである。

この労働時間集計表のうち、土・日については、陸上部の顧問としての練習、大会等の行事への生徒の引率等を含めたものであり、始業時刻と終業時刻は、朝練、夕練を含めたものである。原告は、朝7:00頃には学校に到着し、以下の通り、少なくとも朝7:20から夕方18:30まで、学校内で勤務していた。

「7:20~8:00 陸上部の朝練習の指導  
8:10~8:18 担任生徒の健康観察  
8:20~8:35 朝の打ち合わせ(全体、学年)  
8:35~8:43 朝の会  
8:45~15:25 授業  
(12:35~13:10) 給食指導  
15:25~15:40 清掃指導  
15:40~15:55 帰りの会  
14:00~18:30 陸上部の指導」

- 2) この労働時間集計表を見ると、1ヶ月平均労働時間は265時間余であり、毎月100時間を超える時間外労働が6ヶ月間続いたことがわかる。

そして、時間外労働時間数は、発症前1ヶ月が128時間50分と最大となっており、発症直前は過重労働がピークに達していたことがわかる。

そして、2002年3月17日~同年8月11日の約5ヶ月間は、土曜日、日曜日を含めて、全く休日がとれないという異常な状況であった。

- 3) この労働時間集計表で計算すると、原告の時間外勤務時間数は、以下の通りとなり、この過重負荷が本件発症の原因となったと言える。

① 発症前1週間の時間外勤務 44時間45分



② 発症前1ヶ月間の時間外勤務 128時間50分

(週当たり 平均32時間14分)

③ 発症前6ヶ月間の時間外勤務 658時間55分

(週当たり 平均27時間27分)

(3) 陸上部の顧問

こうした原告の過重労働は、原告が陸上部の顧問として、全国大会出場を目指す精神的プレッシャーの中で行なわれた。

1) 原告は、石巻中学校に赴任した1999年4月から陸上部の顧問になった。

当時から、石巻中学校は、陸上競技の伝統校であり、殊に駅伝では実績もあって、原告にとっては、それが強い精神的プレッシャーとなっていた。このような実績を残していた監督は、生徒のやる気を引き出し、時間的にも体力的にも、パワーのあふれた人であった。体力的に自信のなかった原告は、陸上部の顧問と決まった以上は、監督についていかななくてはならないと考え、自分を鍛えなければと思い、頑張り始めた。原告は、帰宅後毎日ジョギングを行なうようになったが、これは、陸上部の顧問として、生徒と共にコースで走らなければならないので、体を鍛えるために始めたものである。原告の、この真面目な性格が、原告に疲労を蓄積させる原因の一つとなったものと思われる。

2) 陸上部の朝練は毎朝7:20~8:00に行なわれたが、原告も生徒と一緒に1~2周走り、タイムを計るなどした。走らないときも、原告は、踏み台昇降をして、体を鍛えていた。

陸上部の夕練は16:00~18:30に行なわれたが、ウォーミングアップ、快調走、ペース走が毎日行なわれた。原告は、生徒たちに150mのグラウンド1周をどれだけの時間で走るのかの目標タイムを読み上げてから、タイムを計っていた。グラウンドのスタート地点とゴール地点を走って往復し、タイムを生徒たちに告げていた。また、「ロード」と言って、校外を

走る練習もあったが、原告は、1 km程度の短い距離のときは走って、2 kmくらいの長い距離のときは自転車について行った。

陸上部の練習は夏期休業中も続けられた。その内容は、1日練習が多く、他のクラブと比較しても練習量が多いことがわかる。

夏期休業中に、陸上部の大会参加が多くあった。そのうち、半田と蒲郡の大会に原告が付き添ったことは間違いない。この点で被告は、8月31日に蒲郡で行なわれた全三河オールランナース陸上大会について、学校の教育活動の部活動としてではなく、地域の陸上クラブとして参加した、原告は陸上部の生徒が出場するので自主的に参加した、としている。しかし、出場メンバーはほとんど石巻中学校の陸上部員であり、原告が同行しなければ、事実上出場することができないので、教育活動の一貫として評価すべきである。

3) 原告が陸上部の顧問となった以後、石巻中学校は、以下のように輝かしい成績を修めた。

1999年度 東三河中学校長距離走大会 男子優勝

2000年度 愛知県中学校駅伝大会 男子初優勝

全国中学校駅伝大会 男子10位

2001年度 愛知県中学校駅伝大会 男子連続優勝

全国中学校駅伝大会 男子12位

原告は、2002年度も全国大会出場を目指して頑張っていた。毎年生徒は入れ替わるので、ゼロから新しい選手を育て上げなければならず、大変な努力を要した。

4) 原告は、苦手な陸上部顧問を必死にこなした。通常の教師としての業務の外に、原告は、毎日の朝練、夕練、土曜日・日曜日の練習、行事の引率指導などを続け、疲労が蓄積していた。また、生徒指導以外にも、全国大会出場などの行事に向けての校長との交渉など、マネジメントの精神的ストレスも蓄積されていった。

(4) まとめ

以上の通り、本件発症は、原告の公務の過重性から肉体的疲労、精神的ストレスが強く作用した結果、もやもや血管の脆弱化が進み、疲労・ストレスの極限に至った結果、遂にもやもや血管が破綻したものである。

6. よって、原告は、被告に対して、本件処分の取り消しを求める。

第3 証拠方法

- 甲1 公務災害認定通知書
- 甲2 裁決書（審査請求）
- 甲3 裁決書（再審査請求）

第4 添付書類

- 1. 甲号証（写） 各1通
- 2. 委任状 2通

労働時間集計表(平成14年3月17日～4月15日)

(発症前(6)ヶ月)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
4/15 月	7:20～18:30	11:10	10:25	①      62:35	⑥=①-40      22:35
4/14 日	8:00～12:30	4:30	4:30		
4/13 土	8:00～12:30	4:30	4:30		
4/12 金	7:20～18:30	11:10	10:25		
4/11 木	7:20～20:00	12:40	11:55		
4/10 水	7:20～18:30	11:10	10:25		
4/9 火	7:20～18:30	11:10	10:25		
4/8 月	7:20～18:30	11:10	10:25	②      62:35	⑦=②-40      22:35
4/7 日	8:00～12:30	4:30	4:30		
4/6 土	8:00～12:30	4:30	4:30		
4/5 金	7:20～18:30	11:10	10:25		
4/4 木	7:20～20:00	12:40	11:55		
4/3 水	7:20～18:30	11:10	10:25		
4/2 火	7:20～18:30	11:10	10:25		
4/1 月	7:20～18:30	11:10	10:25	③      55:10	⑧=③-32      23:10
3/31 日	8:00～12:30	4:30	4:30		
3/30 土	8:00～12:30	4:30	4:30		
3/29 金	7:20～18:30	11:10	10:25		
3/28 木	7:20～18:30	11:10	10:25		
3/27 水	7:20～18:30	11:10	10:25		
3/26 火	8:00～12:30	4:30	4:30		
3/25 月	7:20～18:30	11:10	10:25	④      49:15	⑨=④-24      25:15
3/24 日	8:00～12:30	4:30	4:30		
3/23 土	8:00～12:30	4:30	4:30		
3/22 金	7:20～18:30	11:10	10:25		
3/21 木	8:20～12:30	4:30	4:30		
3/20 水	7:20～18:30	11:10	10:25		
3/19 火	8:20～12:30	4:30	4:30		
3/18 月	7:20～18:30	11:10	10:25	⑤  14:55	⑩=⑤-8  6:55
3/17 日	8:00～12:30	4:30	4:30		
合 計		238:30		244:30	100:30

労働時間集計表(平成14年4月16日～5月15日)

(発症前(5)ヶ月)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
5/15 水	7:20～18:30	11:10	10:25	①  68:05	⑥=①-40  28:05
5/14 火	7:20～18:30	11:10	10:25		
5/13 月	7:20～20:00	12:40	11:55		
5/12 日	8:00～12:30	4:30	4:30		
5/11 土	7:20～17:20	10:00	10:00		
5/10 金	7:20～18:30	11:10	10:25		
5/9 木	7:20～18:30	11:10	10:25		
5/8 水	7:20～18:30	11:10	10:25	②  49:15	⑦=②-24  25:15
5/7 火	7:20～18:30	11:10	10:25		
5/6 月	8:00～12:30	4:30	4:30		
5/5 日	8:00～12:30	4:30	4:30		
5/4 土	8:00～12:30	4:30	4:30		
5/3 金	8:00～12:30	4:30	4:30		
5/2 木	7:20～18:30	11:10	10:25		
5/1 水	7:20～18:30	11:10	10:25	③  55:10	⑧=③-32  23:10
4/30 火	7:20～18:30	11:10	10:25		
4/29 月	8:00～12:30	4:30	4:30		
4/28 日	8:00～12:30	4:30	4:30		
4/27 土	8:00～12:30	4:30	4:30		
4/26 金	7:20～18:30	11:10	10:25		
4/25 木	7:20～18:30	11:10	10:25		
4/24 水	7:20～18:30	11:10	10:25	④  62:35	⑨=④-40  22:35
4/23 火	7:20～20:00	12:40	11:55		
4/22 月	7:20～18:30	11:10	10:25		
4/21 日	8:00～12:30	4:30	4:30		
4/20 土	8:00～12:30	4:30	4:30		
4/19 金	7:20～18:30	11:10	10:25		
4/18 木	7:20～18:30	11:10	10:25		
4/17 水	7:20～18:30	11:10	10:25	⑤ 20:50	⑩=⑤-16 4:50
4/16 火	7:20～18:30	11:10	10:25		
合 計		245:55		255:55	103:55

労働時間集計表(平成14年5月16日～6月14日)

(発症前(4)ヶ月)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
6/14 金	7:20～18:30	11:10	10:25	①      63:15	⑥=①-40      23:15
6/13 木	7:20～20:00	12:40	11:55		
6/12 水	7:20～18:30	11:10	10:25		
6/11 火	7:20～18:30	11:10	10:25		
6/10 月	7:20～18:30	11:10	10:25		
6/9 日	8:00～12:30	4:30	4:30		
6/8 土	7:20～12:30	5:10	5:10		
6/7 金	7:20～20:00	12:40	11:55	②      64:45	⑦=②-40      24:45
6/6 木	7:20～18:30	11:10	10:25		
6/5 水	7:20～18:30	11:10	10:25		
6/4 火	7:20～20:00	12:40	11:55		
6/3 月	7:20～18:30	11:10	10:25		
6/2 日	8:00～12:30	4:30	4:30		
6/1 土	7:20～12:30	5:10	5:10		
5/31 金	7:20～20:00	12:40	11:55	③      71:05	⑧=③-40      31:05
5/30 木	7:20～20:00	12:40	11:55		
5/29 水	7:20～18:30	11:10	10:25		
5/28 火	7:20～18:30	11:10	10:25		
5/27 月	7:20～20:00	12:40	11:55		
5/26 日	8:00～12:30	4:30	4:30		
5/25 土	7:20～17:20	10:00	10:00		
5/24 金	7:20～18:30	11:10	10:25	④      64:45	⑨=④-40      24:45
5/23 木	7:20～18:30	11:10	10:25		
5/22 水	7:20～20:00	12:40	11:55		
5/21 火	7:20～18:30	11:10	10:25		
5/20 月	7:20～20:00	12:40	11:55		
5/19 日	8:00～12:30	4:30	4:30		
5/18 土	7:20～12:30	5:10	5:10		
5/17 金	7:20～18:30	11:10	10:25	⑤ 20:50	⑩=⑤-16 4:50
5/16 木	7:20～18:30	11:10	10:25		
合 計		268:10		284:40	108:40

労働時間集計表(平成14年6月15日～7月14日)

(発症前(3)ヶ月)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
7/14 日	7:20～12:30	5:10	5:10	①  70:10	⑥=①-48  22:10
7/13 土	7:20～18:30	11:10	10:25		
7/12 金	7:20～18:30	11:10	10:25		
7/11 木	7:20～18:30	11:10	10:25		
7/10 水	7:20～20:00	12:40	11:55		
7/9 火	7:20～18:30	11:10	10:25		
7/8 月	7:20～19:30	12:10	11:25		
7/7 日	7:20～17:20	10:00	10:00	②  73:45	⑦=②-40  33:45
7/6 土	7:20～12:30	5:10	5:10		
7/5 金	7:20～20:00	12:40	11:55		
7/4 木	7:20～18:30	11:10	10:25		
7/3 水	7:20～20:00	12:40	11:55		
7/2 火	7:20～20:00	12:40	11:55		
7/1 月	7:20～20:30	13:10	12:25		
6/30 日	8:00～12:30	4:30	4:30	③  63:15	⑧=③-40  23:15
6/29 土	7:20～12:30	5:10	5:10		
6/28 金	7:20～18:30	11:10	10:25		
6/27 木	7:20～20:00	12:40	11:55		
6/26 水	7:20～18:30	11:10	10:25		
6/25 火	7:20～18:30	11:10	10:25		
6/24 月	7:20～18:30	11:10	10:25		
6/23 日	8:00～12:30	4:30	4:30	④  58	⑨=④-32  26
6/22 土	7:20～12:30	5:10	5:10		
6/21 金	7:20～18:30	11:10	10:25		
6/20 木	7:20～18:30	11:10	10:25		
6/19 水	7:20～20:00	12:40	11:55		
6/18 火	7:20～18:30	11:10	10:25		
6/17 月	7:20～12:30	5:10	5:10		
6/16 日	8:00～12:30	4:30	4:30	⑤ 14:55	⑩=⑤-8 6:55
6/15 土	7:20～18:30	11:10	10:25		
合 計		268:05		280:05	112:05

労働時間集計表(平成14年7月15日～8月13日)

(発症前(2)ヶ月)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
8/13 火	夏期休暇			①    49:10	⑥=①-32
8/12 月	夏期休暇				
8/11 日	8:00～12:30	4:30	4:30		
8/10 土	6:00～20:10	14:10	13:10		
8/9 金	10:20～22:00	11:40	10:40		
8/8 木	7:20～18:30	11:10	10:25		
8/7 水	7:20～18:30	11:10	10:25		
8/6 火	8:00～12:30	4:30	4:30	②    58:35	⑦=②-40
8/5 月	8:10～16:55	8:45	8:00		
8/4 日	8:10～16:55	8:45	8:00		
8/3 土	8:10～21:00	12:50	12:05		
8/2 金	7:20～18:30	11:10	10:25		
8/1 木	7:20～18:30	11:10	10:25		
7/31 水	7:20～12:30	5:10	5:10		
7/30 火	7:20～18:30	11:10	10:25	③    77:35	⑧=③-40
7/29 月	7:20～18:30	11:10	10:25		
7/28 日	7:20～20:20	13:00	13:00		
7/27 土	7:20～18:20	11:00	11:00		
7/26 金	7:20～18:30	11:10	10:25		
7/25 木	7:20～18:30	11:10	10:25		
7/24 水	7:20～20:00	12:40	11:55		
7/23 火	7:20～18:30	11:10	10:25	④    65:15	⑨=④-40
7/22 月	7:20～18:30	11:10	10:25		
7/21 日	8:00～12:30	4:30	4:30		
7/20 土	7:20～12:30	7:10	7:10		
	18:00～20:00				
7/19 金	7:20～18:30	11:10	10:25		
7/18 木	7:20～20:00	12:40	11:55		
7/17 水	7:20～18:30	11:10	10:25		
7/16 火	7:20～18:30	11:10	10:25	⑤ 22:20	⑩=⑤-16 6:20
7/15 月	7:20～20:00	12:40	11:55		
合 計				272:55	104:55



労働時間集計表(平成14年8月14日～9月12日)

(発症前(1)ヶ月)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
9/12 木	7:20～23:30	16:10	15:25	①      84:45	⑥=①-40      44:45
9/11 水	7:20～20:00	12:40	11:55		
9/10 火	7:20～22:00	14:40	13:55		
9/9 月	7:20～20:00	12:40	11:55		
9/8 日	7:00～17:00	10:00	10:00		
9/7 土	7:20～17:00	9:40	9:40		
9/6 金	7:20～20:00	12:40	11:55		
9/5 木	7:20～20:00	12:40	11:55	②      63:20	⑦=②-32      31:20
9/4 水	7:20～20:00	12:40	11:55		
9/3 火	7:20～20:00	12:40	11:55		
9/2 月	7:20～20:00	12:40	11:55		
9/1 日	生徒が宿題をする日	1:00	1:00		
8/31 土	7:00～17:00	10:00	10:00		
8/30 金	7:20～12:00	4:40	4:40		
8/29 木	7:20～19:00	11:40	10:55	③      59:30	⑧=③-32      27:30
8/28 水	7:20～12:00(代休)	4:40	4:40		
8/27 火	7:20～19:00	11:40	10:55		
8/26 月	7:20～19:00	11:40	10:55		
8/25 日	休日				
8/24 土	7:20～19:00	11:40	11:40		
8/23 金	7:20～18:30	11:10	10:25		
8/22 木	7:20～18:30	11:10	10:25	④      49:15	⑨=④-24      25:15
8/21 水	7:20～18:30	11:10	10:25		
8/20 火	7:20～18:30	11:10	10:25		
8/19 月	8:00～12:30	4:30	4:30		
8/18 日	8:00～12:30	4:30	4:30		
8/17 土	8:00～12:30	4:30	4:30		
8/16 金	8:00～12:30	4:30	4:30		
8/15 木	夏期休暇			⑤	⑩=⑤-×
8/14 水	夏期休暇				
合 計		259:50		256:50	128:50